○農林水産省告示第二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町南山七三四から七三八まで、七四六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

南山七三七・七三八・七四六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町本組一〇五四、一〇五五、一一四三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

本組一〇五四・一〇五五・一一四三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町臼杵一三五〇、一三五一の一、一三五三、一三八六の一、一三八七の一、一三八八の一、一三八九の一、一四一六の一、一四一六の二、一四一七、一四一八、一四二一の一、一四二七、一四二九から一四三三まで、一四三六から一四五一まで、一四五三から一四五九まで、一四六〇の一、一四六〇の二、一四六一から一四六三まで、一四六五から一四六七まで、一四六九から一四七二まで、一四七五から一四七七まで、一四七八の一、一四七八の二、一四七九から一四八三まで、一五一一の一、一五一一の二、一五一二から一五一四まで、一五一六から一五二〇まで、一五二一の一から一五二一の四まで、一五二二、一五二三、一五二四の二、一五四三、一五七〇から一五七二まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

臼杵一四三〇・一四八一・一四八二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一四三一、一四六二、一四六三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町本川三七五三、三七五四、三七五五の一、三七五五の二、三七五六、三七五七、四二五三から四二五六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

本川三七五三・三七五五の二・三七五七・四二五四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　滋賀県東近江市黄和田町字大疋谷四一〇の一、四一一の一、四一一の二、四一二から四一四まで、四一五の一、四一六から四三〇まで、四三一の一、四三二、四三三の一、四三四から四四一まで、四四二の一、四四三から四四四、四四五の一、四四五の二、四四五の三、四四五の四、四四五の五、四四六の一、四四六の二、四四六の四、四四六の六、四四七の一、四四八の一、四四八の二、四四八九の一、四四八九の二、四四九の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　福島県白河市表郷番沢字下田二二の二、二二の三、二三、二四の五、二五の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月十一日

農林水産大臣　齋藤　健